

# やまゆり荘訪問入浴介護重要事項説明書

社会福祉法人奥州いさわ会 高齢者支援事業部門

## 基本理念

優しく 温かく ともに生きる

## 基本方針

一人ひとりの尊厳を守り、福祉への情熱と  
創造をもとに、地域社会に貢献します。

### 1 運営の方針

介護保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り居宅において日常生活を営むことができるように、訪問入浴介護サービスを提供します。

### 2 事業所の概要

事業所名	やまゆり荘訪問入浴介護事業所
所在地	岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地
指定番号	岩手県0372500165号
指定年月日	平成12年 4月 1日
職員体制・職務内容	管理者 1人 業務の一元的な管理
訪問入浴介護従事者	看護職 1人以上 健康チェック、入浴介護の提供 介護職 2人以上 入浴介護の提供
営業日・時間	年中無休・訪問入浴 午前9時00分から午後5時00分
提供地域	奥州市・金ヶ崎町

### 3 サービス計画に基づいた訪問入浴介護

介護支援専門員又はご本人が立てたケアプランに基づいたサービスを行います。

### 4 ご準備していただくもの

次のものをご準備下さい。

○石鹸 ○シャンプー ○着替え ○シーツ等(交換する場合)

### 5 サービス内容

(1) サービス提供にあたっては要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるように適切にサービス提供いたします。また、使用機材及び設置場所、主なサービス内容は以下の通りとなります。

- ①浴槽 訪問入浴介護専用浴槽
- ②入浴場所 利用者宅の居室もしくは屋内の適正な場所
- ③主なサービス内容 専用浴槽を使用した入浴、洗身、洗髪、髭剃り(電気シェーバー使用)、衣類着脱介助、オムツ交換、軟膏塗布等

(2) サービスに伴う設備、器具、その他の用品は消毒したものを使用します。

また、ご家庭で準備していただく物も、清潔なものをご用意ください。

(3) 以下のサービスは従業員の配置状況により対応できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- ①爪切り ②カミソリを使用した髭剃り
- ③耳垢除去 ④褥瘡処置や皮膚に異常がみられる場合の軟膏塗布等

### 6 利用料金

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額となります。

但し法定代理受領が適用された場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当事業所に支払われる介護サービス費の額を控除した額となります。

(1) 訪問入浴介護費 サービス利用料金1割負担。

1回・・・1, 266円 清拭等の場合・・・1, 139円

訪問入浴介護費(介護職員3人でのサービス提供の場合) サービス利用料金1割負担。

1回・・・1, 197円 清拭等の場合・・・1, 077円

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1回につき36円加算させていただきます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ 基本単価に10% 乗じた額となります。

訪問入浴初回加算 初回月のみ 200円

- (2) 訪問入浴介護費 サービス利用料金2割負担。  
 1回…2,532円 清拭等の場合…2,278円  
 訪問入浴介護費(介護職員3人でのサービス提供の場合) サービス利用料金2割負担。  
 1回…2,406円 清拭等の場合…2,166円  
 サービス提供体制強化加算 1回につき72円加算させていただきます。  
 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 基本単価に10% 乗じた額となります。  
 訪問入浴初回加算 初回月のみ 200円
- (3) サービス提供にあたり必要な水道、電気等は利用させていただきます。

## 7 利用日の変更

- (1) 急きよ体調不良等で休む時は、事業所に直接ご連絡下さい。 電話46-5111  
 (2) 利用日を変更したい場合や、日数を増やしたい場合はあらかじめ介護支援専門員にご相談をしてください。

## 8 利用料金のお支払い方法

- (1) 毎月15日までに前月分の請求をいたします。25日までに預貯金口座(ゆうちょ銀行、岩手ふるさと農業協同組合、水沢信用金庫)から自動引落としによりお支払いとなります。お支払いいただきますと、領収書を発行します。  
 (2) 利用者が、サービス利用料金の支払い期日より3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合は、遅延損害金として年14.6%加算させていただきます。

## 9 秘密の保持

事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、事業者は利用者及び家族等の個人情報が記載されている書類を他の事業所に提供するにあたっては、必ず利用者等の同意を得たうえで提供します。

## 10 事故発生時の対応と損害賠償

- (1) 利用者に対して介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに市町村に報告するなど必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行います。  
 (2) 利用者に対して介護サービスの提供により事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償します。ただし、利用者又は親族・姻族代表又は代理人及びその家族の故意又は過失等が認められた場合は、又は事業者が相当の安全配慮措置を行ったにもかかわらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故の場合に、利用者のおかれた心身の状況等を勘案して減額をするのが相当と認められる場合損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

連絡先	担当課・氏名・事業所名等		電話番号
市町村	奥州市	胆沢総合支所健康福祉グループ	0197-46-2977
	金ヶ崎町	金ヶ崎町健康福祉課	0197-44-4560
居宅支援事業所			

## 11 虐待と思われる場合の通報

やまゆり荘では、養護者による高齢者(児童)虐待を受けたと思われる身体状況等を発見した場合は、法令の定めるところにより市町村に通報します。

## 12 相談、要望、苦情

サービスについて、利用者やそのご家族からの相談・要望・苦情に対しては、次の相談窓口を設けておりますのでお問い合わせください。

- (1) 苦情受付窓口 担当 在宅福祉課長 千田 健二  
 受付時間 月～金曜日 8:30～17:00  
 電話 0197-46-5111 F A X 0197-46-5112
- (2) 行政機関、その他の苦情受付機関  
 ・胆沢総合支所健康福祉グループ (健康増進プラザ悠悠館内)  
 受付時間 月～金曜日 8:30～17:00  
 電話 0197-46-2977 F A X 0197-46-3105

・岩手県福祉サービス運営適正化委員会（ふれあいランド岩手内）

電話 019-637-8871 F A X 019-637-9712

・岩手県国民健康保険団体連合会

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 13:00～17:00

電話 019-604-6700 F A X 019-604-6701

### (3) 奥州いさわ会第三者委員

社会福祉法人奥州いさわ会が提供する介護サービスに関する苦情に対し適切な解決を図るため第三者委員を設置しております。苦情は第三者委員に直接お話ししても受け付けます。

第三者委員 渡邊 松源 胆沢若柳 電話 46-2312

岩淵 栄子 胆沢小山 電話 47-0865

菅野 憲彰 胆沢南都田 電話 46-3263

苦情解決責任者 渡辺 久美子 やまゆり荘施設長 電話 46-5111

### 13 サービス提供の終了について

(1) 本人の死亡や要介護認定が要支援1、要支援2又は非該当（自立）と判定された場合

(2) 利用者がサービスの中止の申し出を行った場合

(3) 利用者がサービス利用料金を3か月以上遅延し、これを相当期間を定めた催告にもかかわらず支払わなかった場合。

### 14 認知症等の場合の説明

利用者が認知症などの場合は、家族又は親族、代理人等に重要事項の内容をご説明し同意をいただくこととなります。

### 15 サービス提供における留意事項

(1) 事業者はサービス提供にあたっては安全確保と事故防止について最善の努力を行っています。万が一事故が発生した場合は、事業者はサービス提供に起因して生じた損害について賠償を行う責任を有しており、事故発生に備えて損害保険に加入しております。但し、利用者又は親族代表又は姻族代表及び家族の行為に起因する事故の場合や、事業者が相当の安全配慮を行ったにもかかわらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故については、損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

(2) 以下の行為を行った場合は、契約書記載の契約解除条項に該当する可能性がありますのでご留意願います。

①利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が事業所従業員への暴力、窃盗又は物品の破壊等の犯罪行為を行った場合。

②利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が事業所従業員への暴言や嫌がらせ、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為を継続して行った場合。

③利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者や事業所従業員に対し、宗教活動、政治活動、営利行動を行うことを禁止します。

④利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が事業者及び従業員の名誉を棄損する行為、又は事業者及び従業員に対し通常実施するサービスの範囲を超えたサービス提供を要求する等の営業妨害行為。

⑤利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族がSNS等を使用し、事業者及び従業員の個人が特定できる情報や名誉を棄損する情報をインターネット上に公開する行為を行った場合。

### 16 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医

連絡先 ご家族 ①

続柄 ②

続柄

緊急連絡先 ① ②

訪問入浴介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人奥州いさわ会  
事業所 やまゆり荘訪問入浴介護事業所  
説明者署名

私は、契約書及び本書面により事業者から訪問入浴についての重要事項の説明を受けサービスの提供開始について同意します。またサービス担当者会議等において居宅サービス事業者及び介護保険施設等の関係人に利用者及び当該家族の必要な情報を提示することに同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所 奥州市  
署名

代筆者署名

(続柄)

親族・姻族代表者又は代理人

住所  
署名

# やまゆり荘介護予防訪問入浴介護重要事項説明書

社会福祉法人奥州いさわ会 高齢者支援事業部門

基本理念

優しく 温かく ともに生きる

基本方針

一人ひとりの尊厳を守り、福祉への情熱と  
創造をもとに、地域社会に貢献します。

## 1 運営の方針

介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り居宅において日常生活を営むことができるように、介護予防訪問入浴介護を提供します。

## 2 事業所の概要

事業所名 やまゆり荘訪問入浴介護事業所  
所在地 岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地  
指定番号 岩手県0372500165号  
指定年月日 平成18年 4月 1日  
職員体制・職務内容 管理者 1人 業務の一元的な管理  
訪問入浴介護従事者 看護職 1人以上 健康チェック、入浴介護の提供  
介護職 1人以上 入浴介護の提供  
営業日・時間 年中無休・訪問入浴  
午前9時00分から午後5時00分  
提供地域 奥州市・金ヶ崎町

## 3 介護予防サービス計画に基づいた介護予防訪問入浴介護

介護支援専門員又はご本人が立てたケアプランに基づいたサービスを行います。

## 4 ご準備していただくもの

以下のものをご準備下さい。

○石鹸 ○シャンプー ○着替え ○シーツ等（交換する場合）

## 5 サービス内容

(1) サービス提供にあたっては、要支援状態の軽減、もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるように適切にサービス提供いたします。また、使用機材及び入浴実施場所、主なサービス内容は以下の通りとなります。

- ①浴槽 訪問入浴介護専用浴槽
- ②入浴場所 利用者宅の居室もしくは屋内の適正な場所
- ③主なサービス内容 専用浴槽を使用した入浴、洗身、洗髪、髭剃り(電気シェーバー使用)、衣類着脱介助、オムツ交換、軟膏塗布等

(2) サービスに伴う設備、器具、その他の用品は消毒したものを使用します。

また、ご家庭で準備していただく物も、清潔なものをご用意ください。

(3) 以下のサービスは従業員の配置状況により対応できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- ①爪切り
- ②カミソリを使用した髭剃り
- ③耳垢除去
- ④褥瘡処置や皮膚に異常がみられる場合の軟膏塗布等

## 6 利用料金

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。但し法定代理受領が適用された場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当事業所に支払われる介護サービス費の額を控除した額となります。

(1) 介護予防訪問入浴介護費 自己負担額サービス利用料金

入浴 1回	1割負担 856円	2割負担 1,712円
清拭・部分浴	770円	1,540円
サービス提供体制加算	36円	72円
小規模加算(月平均5回以下)	回数の合計金額に10%乗じた額	
介護職員等処遇改善加算 I	基本単価に10%乗じた額	
予防初回入浴加算	初月のみ 200円	

(2) サービス提供にあたり必要な水道、電気等は利用させていただきます。

## 7 利用日の変更

- (1) 急きょ体調不良等で休む時は、事業所に直接ご連絡下さい。
- (2) 利用日を変更したい場合や、日数を増やしたい場合等ご相談に応じますがケアプランの作成を事業所に依頼している時は、あらかじめ介護支援専門員とご相談をしてください。

## 8 利用料金のお支払い方法

- (1) 毎月15日までに前月分の請求をいたします。25日までに預貯金口座（ゆうちょ銀行 岩手ふるさと農業協同組合、水沢信用金庫）から自動引落しによりお支払いとなります。お支払いいただきますと、領収書を発行します。
- (2) 利用者が、サービス利用料金の支払い期日より3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合は、遅延損害金として14.6%加算していただきます。

## 9 秘密の保持

事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報等を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、事業者は利用者及び家族等の個人情報が記載されている書類を他の事業所に提供するにあたっては、必ず利用者等の同意を得たうえで提供します。

## 10 事故発生時の対応と損害賠償

- (1) 利用者に対して介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに市町村に報告するなど必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行います。
- (2) 利用者に対して介護サービスの提供により事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償します。ただし、利用者又は親族・姻族代表者又は代理人及びその家族の故意又は過失等が認められた場合は、又は事業者が相当の安全配慮措置を行ったにもかかわらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故の場合に、利用者のおかれた心身の状況等を勘案して減額をするのが相当と認められる場合損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

連絡先	担当課・氏名・事業所名等	電話番号
市町村	奥州市地域包括センター	0197-24-2111
	金ヶ崎町地域包括センター	0197-44-4560
家族		
包括・居宅		

## 11 虐待と思われる場合の通報

やまゆり荘では、養護者による高齢者（児童）虐待を受けたと思われる身体状況等を発見した場合は、法令の定めるところにより市町村に通報します。

## 12 相談、要望、苦情

サービスについて、利用者やそのご家族からの相談・要望・苦情に対しては、相談窓口を設けておりますのでお問い合わせください。

- (1) 苦情受付窓口 担当 在宅福祉課長 千田 健二  
受付時間 月～金曜日 8:30～17:00  
電話 0197-46-5111 F A X 0197-46-5112
- (2) 行政機関、その他の苦情受付機関
  - ・胆沢総合支所健康福祉課介護保険係（健康増進プラザ悠悠館内）  
受付時間 月～金曜日 8:30～17:00  
電話 0197-46-2977 F A X 0197-46-3105
  - ・岩手県福祉サービス運営適正化委員会（ふれあいランド岩手内）  
電話 019-637-8871 F A X 019-637-9712
  - ・岩手県国民健康保険団体連合会  
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 13:00～17:00  
電話 019-604-6700 F A X 019-604-6701

(3) 奥州いさわ会第三者委員の設置

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員を設置します。

第三者委員	千田 清子	胆沢南都田	電話	4 6 - 3 0 7 0
	岩渕 栄子	胆沢小山	電話	4 7 - 0 8 6 5
	渡邊 松源	胆沢若柳	電話	4 6 - 2 3 1 2
苦情解決責任者	渡辺 久美子	やまゆり荘施設長	電話	4 6 - 5 1 1 1

13 サービス提供の終了について

- (1) 本人の死亡や要介護認定が、要介護1から5又は非該当（自立）と判定された場合
- (2) 利用者がサービスの中止の申し出を行った場合
- (3) 利用者がサービス利用料金を3か月以上遅延し、これを相当期間を定めた催告にもかかわらず支払わない場合。

14 認知症等の場合の説明

利用者が認知症などの場合は、家族又は親族、代理人等に重要事項の内容をご説明し同意をいただくこととなります。

15 サービス提供における留意事項

- (1) 事業者はサービス提供にあたっては安全確保と事故防止について最善の努力を行ってまいります。万が一事故が発生した場合は、事業者はサービス提供に起因して生じた損害について賠償を行う責任を有しており、事故発生に備えて損害保険に加入しております。但し、利用者又は親族代表又は姻族代表及び家族の行為に起因する事故の場合や、事業者が相当の安全配慮を行ったにも関わらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故については、損害賠償の堰を切る減ずる又は免れる場合があります。
- (2) 以下の行為を行った場合は、契約書記載の契約解除条項に該当する可能性がありますのでご留意願います。
  - ①利用者及び親族・姻族代表者又は代理人及びその家族が事業所従業員への暴力、窃盗又は物品の破壊等の犯罪行為を行った場合。
  - ②利用者及び親族・姻族代表者又は代理人及びその家族が事業所重要への暴言や嫌がらせ、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為を継続して行った場合。
  - ③利用者及び親族・姻族代表者又は代理人及びその家族が他の利用者や事業所従業員に対し、宗教活動、政治活動、営利行動を行うことを禁止します。
  - ④利用者及び親族・姻族代表者又は代理人及びその家族が事業所及び従業員の名誉を棄損する行為、又は事業者及び従業者に対し通常実施するサービスの範囲を超えたサービス提供を要求する等の営業妨害行為。
  - ⑤利用者及び親族・姻族代表者又は代理人及びその家族がSNS等を使用し、事業者及び従業員の個人が特定できる情報や名誉を棄損する情報をインターネット上に公開する行為を行った場合。

16 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族、地域包括センターへ連絡をいたします。

主治医

連絡先

- |       |   |   |
|-------|---|---|
| ご家族   | ① | ② |
| 緊急連絡先 | ① | ② |

介護予防訪問入浴介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	社会福祉法人奥州いさわ会
所在地	岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地
事業所	やまゆり荘介護予防訪問入浴介護事業所
説明者	署名

私は、契約書及び本書面により事業者から訪問入浴についての重要事項の説明を受けサービスの提供開始について同意します。またサービス担当者会議等において居宅サービス事業者及び介護保険施設等の関係人に利用者及び当該家族の必要な情報を提示することに同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所 奥州市  
署名

代筆者署名

親族・姻族代表又は代理人

住所 奥州市  
署名